

鶴ヶ島市立保育所給食調理業務委託
プロポーザル募集要領

令和6年10月

鶴ヶ島市

1 目的

この要領は、鶴ヶ島市立保育所給食調理業務の次期民間委託契約について、公募型プロポーザル方式により参加事業者の募集に関して必要な事項を定め、委託業者を選定することを目的とします。

2 業務委託実施保育所及び業務概要

(1) 業務委託実施保育所

鶴ヶ島市立鶴ヶ島保育所、鶴ヶ島市立富士見保育所

(2) 委託保育所概要

別紙1「業務実施保育所概要」のとおり

(3) 業務内容

別紙2「鶴ヶ島市立保育所給食調理業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 応募及び契約

契約については、鶴ヶ島市立鶴ヶ島保育所、鶴ヶ島市立富士見保育所の2保育所を一括で行います。

5 委託料の上限額

総額117,585千円（消費税及び地方消費税別）

6 応募資格

プロポーザルの応募資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていることとします。なお、契約時までに応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとします。

- (1) 法人格を有し、委託業務を円滑に処理できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。

- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所の給食調理業務の実績を3年以上有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次に該当する者がいないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている構成員であると認められる者
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取り消しの日から起算して2年を経過していない法人でないこと。
- (8) 過去3年以内に、受注した保育所又は学校を対象とした給食調理業務委託において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けていないこと。
- (9) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全、衛生管理体制、事故発生時の補償体制、社員が欠けた場合の即時サポート体制を確立させていること。
- (10) 委託契約の締結時に（1）及び（2）に掲げる要件を満たす履行保証人の確保及

び代行保証制度に加入していること。

7 スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領配布期間	令和6年10月15日（火）～10月25日（金）
事業者説明会等参加申込期限	令和6年10月25日（金）午後5時
事業者説明会・施設見学会	令和6年11月2日（土）
質問書提出期間	令和6年11月5日（火）～11月7日（木）
質問書への回答日時	令和6年11月13日（水）午後3時以降
応募申請書提出期限	令和6年11月25日（月）午後5時
第1次審査結果通知の発送	令和6年12月9日（月）
第2次審査（プレゼンテーション）	令和6年12月23日（月）
最終審査結果通知の発送	令和7年1月10日（金）
見積り合わせ	令和7年1月23日（木）
契約、準備	令和7年1月23日（木）～2月3日（月）
業務の引継ぎ（調理業務の合同実施）	令和7年3月3日（月）～3月31日（月）
保育所給食調理業務委託開始	令和7年4月1日（火）

8 事業者説明会及び施設見学会

給食調理業務委託プロポーザルに応募申請する事業者は、必ず事業者説明会及び施設見学会に参加することとし、以下の書類により事前にお申込みください。

(1) 事業者説明会・施設見学会

- ・日 時 令和6年11月2日（土） 午後1時30分
- ・会 場 鶴ヶ島市立鶴ヶ島保育所（事業者説明会、施設見学会）
鶴ヶ島市立富士見保育所（施設見学会（鶴ヶ島保育所終了後に移動））
- ・提出書類 「鶴ヶ島市立保育所給食調理業務委託事業者説明会・施設見学会申込書《様式1》」、細菌検査の写し（直近1月以内）
- ・提出期限 令和6年10月25日（金）午後5時まで
- ・持参物 白衣、マスク、帽子、履物（調理室内用）

- ・その他 現地への移動は、各社で対応をお願いします。

(2) 申込み方法

電子メール（表題に「事業者説明会参加申込み」と明記）

【提出先】 埼玉県鶴ヶ島市三ッ木16番地1

鶴ヶ島市福祉部こども支援課保育担当

電子メール：10500040@city.tsurugashima.lg.jp

TEL：049-271-1111

FAX：049-271-1191

(3) その他

- ・事業者説明会参加及び施設見学会は、1団体につき1人とします。
- ・メールによる申込みに対し、受け付けた旨をメールにて返信します。なお、返信が無い場合は、電話にて照会をお願いします。
- ・細菌検査の写しは、PDFデータにして添付してください。データ化が困難な場合は、FAXで送付してください。

9 質問書の提出

プロポーザル応募申請関連書類の作成に当たり質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、下記のとおり提出してください。

なお、電話や来訪による口頭での質疑、期限を過ぎた質問は受け付けません。

- ・提出書類 質問書《様式2》
- ・提出期間 令和6年11月5日（火）から11月7日（木）午後5時まで
- ・提出方法 電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記）
※送信後に電話で到着確認をしてください。
- ・提出先 前記8（2）の提出先と同じ
- ・回答日時 令和6年11月13日（水）午後3時以降
- ・鶴ヶ島市ホームページに掲載 (<http://www.city.tsurugashima.lg.jp>)

10 応募申請書（兼応募資格審査申請書）の提出

- (1) 受付期間 令和6年11月14日（木）から11月25日（月）午後5時まで
期限厳守（土、日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所 鶴ヶ島市福祉部こども支援課保育担当（1階）

(3) 提出方法 郵送もしくは持参とする

(4) 応募に関する提出書類

ア 応募申請書（兼応募資格審査申請書）《様式3》※添付書類あり。

イ 誓約書 《様式4》

ウ 見積書 《様式5》

エ 会社概要 《様式6》

オ 提案書 《様式7》

項目	内容
保育所給食への理解	<ul style="list-style-type: none">・会社の方針と強み・安全で安心な給食の提供に関する考え方・食育についての考え方・保育所との連携・保育所行事等への対応・衛生管理・調理技術
人員配置・人材育成	<ul style="list-style-type: none">・予定している業務責任者、副責任者の配置・業務責任者及び副責任者以外の人員配置・勤務時間と勤務形態・人員確保・研修、人材育成・支援体制・巡回指導体制・円滑な引継ぎ
個別対応	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを持つ児童への対応・様々な配慮食への対応・個別対応食での事故防止策の具体的内容
事故対応	<ul style="list-style-type: none">・過去3年間の異物混入、食物アレルギー事故の件数及びその内容・異物混入や食物アレルギー事故発生時の対応や改善策・履行保証人の確保・団体生産物賠償責任（食中毒）保険の加入状況・緊急災害時の対応
コスト	<ul style="list-style-type: none">・全体経費の見積内容・コスト削減の取組
その他	<ul style="list-style-type: none">・受注業者としての抱負、独自の提案等

(5) 応募書類の提出部数 原本1部、副本5部

(6) 応募に際しての留意事項

- ・ A4版縦型のフラットファイルなどで1部ずつ綴り、正本・副本の別を明記し

たものを提出してください。

- ・ 原則として、正本は両面コピーを不可とします。副本は両面コピーを可としますが、提出書類の種類ごととしてください。
- ・ 正本、副本それぞれに、応募者名を記載した表紙及び背表紙を付け、提出してください。
- ・ 応募書類は、理由の如何に関わらず、返却しません。
- ・ 市が必要と認める時は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ・ 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ・ 市が提供する資料は、本選考以外の目的での使用を禁止します。
- ・ 応募書類提出後に辞退をする場合は、書面《様式8》により申し出るものとします。
- ・ 参加事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属します。
- ・ 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とします。
- ・ 第1次審査結果通知用の封筒（宛先を記入、切手を貼付したもの）を併せて提出してください。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ・ 募集要領に示されたプロポーザル参加形態及び資格要件を満たしていない場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載がされている場合
- ・ 提出書類及び提出の方法が本募集要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- ・ 正当な理由なくプロポーザルに応じなかった場合
- ・ 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

12 審査及び審査結果の通知

(1) 事業者の選考等

本業務委託の事業候補者選定は、「鶴ヶ島市立保育所給食調理業務委託業者選定委員会」が定める項目、基準のもとに、本業務に最も適した提案を行った事業者を選定します。選考に当たっては、第1次審査の結果により、第2次審査にてヒアリングを行い、選考委員会の審査結果に基づき、市長が優先交渉権者を決定します。

なお、応募者が1者であっても第1次審査及び第2次審査を行い、確実に契約を履行できると市が判断したときは、優先交渉権者として決定します。

(2) 第1次審査（書類審査）

提出された応募申請書等により、以下の項目について書類審査を行い、第2次審査参加者を選定します。

- ・ 応募書類に不備がなく、応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が募集要領に適合していること。
- ・ 見積書の金額が公募提示上限額を下回っていること。

※見積金額は審査項目の1つですが、提案された体制・事業内容において適正金額を評価するものであり、予算の範囲であれば必ずしも最低価格をもって決定するものではありません。

- ・ 安定的、継続的な業務運営の可能性及び業務実績《様式6-1から6-3》

(3) 第1次審査（書類選考）結果通知

第1次審査結果の通知については、文書により通知します。なお第1次審査で選定された事業者については、第2次審査の案内と併せ、通知します。

(4) 第2次審査プレゼンテーション

実施日は、令和6年12月23日（月）とし、市が指定した時間帯とします。

- ・ 第1次審査通過事業者について実施します。
- ・ プレゼンテーションは、25分（うち、10分程度は質疑応答時間）とします。
- ・ プレゼンテーションの出席者は2人以内とし、エリアマネージャー等保育所担

当責任者を必ず含めてください。

- ・ 時間と会場の都合上、プロジェクターの使用については御遠慮いただき、提案発表の際は、説明用の配布資料（紙ベースで6部）を御用意ください。

(5) 最終決定及び契約

第1次審査結果、第2次審査結果を総合し、その結果で優先交渉権者を決定します。その後、選定した優先交渉権者が提案する事業内容を踏まえ、仕様書の内容を整えるなど必要な調整を行い、見積書を改めて徴取し、随意契約の方法により契約を締結します。

(6) その他

- ア 選定した優先交渉権者とは、原則として随意契約により業務委託します。
- イ 優先交渉権者が、業務委託契約を締結しない場合は得点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と業務委託契約を締結します。
- ウ 選定結果は、応募事業者全てに通知し、電話等による問合せには応じません。
- エ 提出書類は返却しません。
- オ 応募書類の提出日、提出場所、提出方法、記載等が本要領に適合しないときは本手続に関する資格を失います。
- カ 落選した事業者の提出書類は、一切公表しません。
- キ 最終決定した事業候補者の提出書類は、企業秘密に該当するものを除き、必要に応じて公表する場合があります。
- ク 応募に必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ケ 審査結果は、本市ホームページに掲載します。